

# A 甲第 46 号証 (和訳)

自由権規約第9条に関する一般的意見第35草案に対する日本コメント

## 1. パラグラフ 33

パラグラフ 33について、日本は、以下の文に注目し、特に、規約第9条に規定された権利に関する日本政府の基本的な視点について、委員会の注意を喚起すべく、注目したい：

「『速やかに』の正確な意味は、客観的な状況によって異なるかもしれないが、遅滞は逮捕時から数日を超えてはならない。委員会の見解では、48時間は通常、個人の移送及び司法審査の準備のために十分であり、48時間より長い遅滞は、完全に例外的であり、状況に照らして正当化されなければならない」

日本の刑事訴訟法では、被疑者の逮捕は、原則として、検察官又は司法警察員の請求により、裁判官において被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由及び逮捕の必要性を認め、裁判官があらかじめ逮捕状を発付した場合のみ、行うことができる。その後、検察官が必要と認めたときは、逮捕から 72 時間以内に、勾留請求を裁判官に提出しなければならない。そして、裁判官は、被疑者の供述を取らずに勾留することはできない。

一方、司法当局の許可による令状なしの逮捕が広く認められている国もあり、逮捕から 48 時間以内に被疑者を裁判官の前に連れて行くという時間制限がある。

このように、逮捕状や勾留の請求の期限は、国々によって異なる。それでも、各刑事司法制度は、規約の規定を実現するように、逮捕または勾留の仕組みと被疑者の権利とのバランスを十分に考慮したものとなっている。したがって、日本は、各締約国の刑事司法制度の多様性を反映するため、パラグラフ 33 の文において、特定の時間枠について言及しないことが、より適切であると考える。

## 2. パラグラフ 58

第1文にあるとおり、このパラグラフでは、拷問その他の恣意的な拘禁の防止というセーフガードの観点から、「公的な記録は、親族を含む関係者が（中略）読むことができ、アクセス可能なようにされるべきである」と言及している。しかし、被拘禁者の中には、自分の記録が、他の人、たとえ親族に対してであっても、開示されることを望まない者がいることについても留意すべきである。この点は、各締約国が国内法令や規制の範囲内で、公的記録を管理する際に考慮されるべきである。このような理由で、日本は、本パラグラフ 6 行目の「読むことができ、アクセス可能なようになされるべき」の後に「国内法令や規制の範囲内で」を挿入することを提案したい。

(翻訳：浦城知子)